## 『所定疾患施設療養費』算定状況の公表

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。 厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### ●所定疾患施設療養費について

- ○所定疾患施設療養費(I)は、1月に1回、連続する7日を限度とする。
- ○所定疾患施設療養費(II)は、1月に1回、連続する10日を限度とする。

#### (入所者の要件)

イ 肺炎の者 ロ 尿路感染症の者 ハ 帯状疱疹の者 ニ 蜂窩織炎の者 (算定要件等)

- ・上記要件で治療を必要とする者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎また は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)に算定する。
- ・算定する場合にあっては、診断、(II) にあっては診断にいたった根拠、診断を行った日、 実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- ・所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における 当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置の実施状況を公表していること。
- ・(II) にあっては、当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が 感染症対策に関する研修を受講していること。
- ・緊急時施設療養費を算定した日は、所定疾患施設療養費は算定しない。
- ·(I)·(II) のいずれか一方のみ算定する。

#### ●算定状況について(介護老人保健施設 ヴィラ大森)

令和4年度(令和4年4月1日~令和5年3月31日) ※令和5年2月より算定開始

(区分)	肺炎		尿路感染症		帯状	疱疹	蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
2月			3	26				
3月	1	7	6	37				

#### 令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

(区分)	肺炎		尿路感染症		帯状	疱疹	蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
4月			4	17				
5月			5	47				
6月			5	35	1	5		

(区分)	肺炎		尿路感染症		帯状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
7月			6	42				
8月			2	12				
9月			5	35				
10月			6	42				
11月	4	30	3	21				
12月	1	8	1	7	1	7		
1月			4	19	2	14	1	7
2月			_					
3月	1	10	2	12				

# 令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(区分)	肺炎		尿路感染症		帯状疱疹		蜂窩織炎		慢性心不全の増悪	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
4月			7	41						
5月			11	59						
6月	1	7	6	36						
7月			5	32					1	7
8月			4	28	1	7				
9月	3	21	5	35						
10月	1	5	3	21						
11月			4	26						
12月	3	21	3	21	1	7				
1月			3	21						
2月			8	56						
3月			3	21						